測量

最低制限価格（調査基準価格）の算定方法を変更します。

◆令和8年(2026年)7月1日以降に公告を行うものから適用します◆

建設工事と同様に業務委託においても、労働者への適正な賃金水準の確保、また業者の経営状況及び従事者の労働条件の悪化を防ぐため、最低制限価格の設定を行います。

※最低制限価格が設定されるのは、市内に本店を有する業者を主にした競争入札によるもので、設計金額が１００万円を超える建設工事に係る設計、調査、測量及び監理業務委託です。

〇最低制限価格（調査基準価格）の設定を行います。

＜変更後の算定方法＞

直接測量費	×	１００％	※算出後項目ごとに１円未満切り捨て
測量調査費	×	１００％	
諸経費	×	５０％	

の合計額（１，０００円未満切り捨て）

・ただし予定価格の６０％に満たないものは予定価格の６０％に、予定価格の８２％を超えるものは予定価格の８２％となります。

※上記に関わらず特別なものと認めた場合は予定価格の６０％～８２％までの範囲内で市長が定める値を乗じて得た額をします。

不明な点は、契約課　コンサル担当までお問い合わせください。

契約課　コンサル担当
０４８－９２２－１１２９(直通)

最低制限価格の算定例について

※〇〇測量業務委託の場合
①直接測量費：２，０００，０００円
②測量調査費：１，０００，０００円
③諸経費　　：２，０００，０００円
委 託 価 格【①～③の合計額】：５，０００，０００円

●最低制限価格の計算方法
①×１００％：２，０００，０００円　…（1）
②×１００％：１，０００，０００円　…（2）
③×　５０％：１，０００，０００円　…（3）
　（1）～（3）の合計額：４，０００，０００円

【項目がないときの例】
※〇〇測量業務委託の場合
①直接測量費：２，０００，０００円
③諸経費　　：２，０００，０００円
委 託 価 格【①、③の合計額】：４，０００，０００円

●最低制限価格の計算方法
①×１００％：２，０００，０００円　…（1）
③×　５０％：１，０００，０００円　…（2）
　（1）～（2）の合計額：３，０００，０００円